

事務連絡
平成31年1月18日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（部） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課
障害福祉課

地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案
（仮称）について

平素より、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定。以下「閣議決定」という。）等を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号。以下「改正法」という。）が平成29年4月26日に公布されました。

改正法のうち厚生労働省関係部分の施行に伴い必要となる関係政令の整備及び閣議決定に記載された措置のうち政令で対応すべきものを講ずるために、地方自治法施行令及び児童福祉法施行令の一部を改正する政令案（仮称）の制定作業を現在進めています。

当該政令案の概要は下記のとおりですので、予めお知らせします。

当該政令案については、一部の経過措置を除き平成31年4月1日から施行することを予定しているため、必要な条例改正等につき、準備を進めていただくようお願いいたします。また、当該政令案では、経過措置として同日から1年を超えない範囲内で、中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を、新たに定める条例による基準とみなすことを可能とする予定です。これらの点を含め、各都道府県におかれては、平成31年4月1日以降権限の委譲を予定している中核市を含めた管内市町村に対し適切な周知を図っていただきますよう、重ねてお願いいたします。

なお、公布時期については未定であり、今後法制局審査等により内容に変更が生じうることを御承知置きください。

記

1. 中核市に移譲予定の権限の整理

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)関係 (○:権限あり ×:権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第21条の5の3	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○
第21条の5の4	第1項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第2項	基準該当通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
第21条の5の15 及び 第21条の5の16	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)	○	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	×→○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)	○ (特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要)
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定(更新)に係る欠格要件	○	○	×→○	○
	第4項	前項の欠格要件に係る条例の制定	○	○	×→○	○
	第5項	特定障害児通所支援の指定(更新)の拒否	○	○	×→○	○
	第21条の5の17	第1項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○
第21条の5の19	第2項	共生型障害児通所支援に係る基準(条例)の制定	○	○	×→○	○
	第5項	指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービスの事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(人員関係)	○	○	×→○	○
第21条の5の20	第2項	指定障害児通所支援事業の基準(条例)の制定(設備運営関係)	○	○	×→○	○
	第3項	前2項の条例制定における厚労省令の参酌等	○	○	×→○	○
	第2項	前項の変更の拒否等	○	○	×→○	○
第21条の5の23	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児事業者等に対する措置の勧告	○	○	×→○	○
第21条の5の24	第2項	前項の勧告拒否の際の公表	○	○	×→○	○
	第3項	第1項の勧告に係る措置命令	○	○	×→○	○
	第4項	前項の命令に関する公示	○	○	×→○	○
	第5項	市町村による指定障害児事業者等に係る通知の受理	○	○	×→○	○
	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消	○	○	×→○	○
第21条の5の25	第2項	市町村による指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	○	○	×→○	○
	—	指定障害児通所支援事業者に係る公示	○	○	×→○	○
第21条の5の27	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○	○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○	○

	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の28	第5項	指定障害児通所支援事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第33条の18	第1項	情報公表対象支援情報の報告の受理	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第2項	前項の報告内容の公表	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第3項	第1項の報告内容に関する調査	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第4項	第1項の報告に虚偽等があった場合は是正等命令	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第6項	第4項の命令に従わない場合における指定取消等	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第8項	情報公表対象支援情報の提供を希望する対象事業者から提供を受けた情報について公表を行う配慮	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○)	○

					→○ (指定障害 児入所支援 に係るもの のみ×)	
第34条の3	第1項	障害児通所支援事業等の開始	○	○	×→○	○
	第2項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援時 行等の開始に係る届出の受理	○	○	×→○	○
	第3項	前項の届出内容に係る変更の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援事 業等の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第34条の5	第1項	事業を行う者からの報告の徴収等	○	○ (都道府県 及び指定都 市が事業を 行う場合を 除く。)	×→○ (障害児通 所支援時行 等(都道府県 及び中核市 が事業を行 う場合を除 く。)に限 る。)	○ (都道府県 及び児童相 談所設置市 が事業を行 う場合を除 く。)
第34条の6	—	事業を行う者に対する事業の停止等命令	○	○ (都道府県 及び指定都 市が事業を 行う場合を 除く。)	×→○ (障害児通 所支援時行 等(都道府県 及び中核市 が事業を行 う場合を除 く。)に限 る。)	○ (都道府県 及び児童相 談所設置市 が事業を行 う場合を除 く。)

※ 児童福祉施設（特定児童福祉施設を除く。）に係る設置認可権限、基準条例制定権限及び監査指導権限は、今般の政令改正において都道府県から中核市に移譲されません。したがって、児童発達支援センターに係るこれらの権限に関しても同様です。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）関係 (○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市
条	項				
第51条の3	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の4	第5項	指定事業者等の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○
第51条の32	第2項	前項の権限を行う者との連携等	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の33	第5項	指定相談事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○

2. 経過措置及び準備行為

(1) 経過措置

本政令には、以下のような経過措置規定を設ける予定。

- 指定障害児通所支援事業者の指定、指定の変更申請の受理、指定の取消等の処分の権限の都道府県から中核市への移譲に伴い、本政令の施行日（平成31年4月1日予定。以下「施行日」という。）前に行われた都道府県による処分等の行為を、施行日以後は中核市によって行われた処分等の行為とみなす。
- 指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する事項の届出先の都道府県知事から中核市の長への変更に伴い、施行日前に都道府県知事に対してされなかった報告その他の手続について、施行日以後は中核市の長に対してされていない報告その他の手続とみなす。
- 指定障害児通所支援事業者の指定の事務が新たに中核市の事務として位置づけられるのに伴い、中核市においては新たに基準該当通所支援に係る基準（児童福祉法第21条の5の4第1項）、障害児通所支援事業を行う者の指定の申請者としての資格要件（同法第21条の5の15第3項）、共生型障害児通所支援に係る基準（同法第21条の5の17第1項）及び指定障害児通所支援に係る基準（同法第21条の5の19第1項及び第2項）について条例を定める必要が生じるが、条例制定には一定の期間を要するため、中核市が条例を制定するまでの間は、施行日から1年を超えない範囲内で、当該中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を、当該中核市が条例によって定めた基準とみなすことができる。

(2) 準備行為 ※公布日施行予定

本政令には、本政令の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は施行日前に置いて行うことができることとする準備行為規定を設ける予定。

<照会先>

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

（業務管理体制関係）

企画課企画法令係 TEL 03-3595-2389（直通）

（それ以外）

障害福祉課企画法令係 TEL 03-3595-2528（直通）